

農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業実施規程

制定	令和4年	5月23日	4食流機構第	43号
改定	令和5年	6月20日	5食流機構第	58号
改定	令和6年	5月29日	6食流機構第	48号
改定	令和7年	6月2日	7食流機構第	75号
改定	令和7年	10月14日	7食流機構第	216号

第1 目的

農林水産物・食品の輸出に当たっては、動物疾病や病害虫の発生、輸出先国・地域の輸入規制の強化などの特有のリスクがある。しかし、これらのリスクは民間金融機関にとっても融資決定のリスク要因となり、輸出に取り組む事業者に必要な融資が行われないおそれがある。このため、農林水産物・食品の輸出拡大に必要な事業の拡大や運転資金などの借入れが十分にできていない傾向にある。

このような状況を踏まえ、事業者がリスクを伴う農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項の規定に基づく輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者、食品等事業者が、当該認定に係る輸出事業計画（以下「認定輸出事業計画」という。）に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から債務保証（信用保証を含む。以下同じ。）付き借入れをする場合に支払った保証料の負担を軽減するための支援事業を実施するものとする。

当該事業は、公益財団法人食品等持続的供給推進機構（以下「食料システム機構」という。）が「農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱」（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び「農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業実施要領」（令和4年4月1日付け3輸国第5287号農林水産省輸出・国際局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき国の助成を受けて実施することから、食料システム機構は、円滑な事業の実施を図るために、この実施規程を定める。

第2 対象事業及び事業別事項

この実施規程が対象とする事業は交付等要綱別表1の区分の欄の1の(3)のイに掲げる事業とし、それぞれの事業ごとに定める事項は次のとおりとする。

1 保証料助成事業

輸出事業計画の認定を受けた事業者（第3の1に定める助成対象者に限る。）が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から債務保証付き借入れをする場合に、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、食料システム機構等に支払った保証料の一部を支援する。

2 管理運営事業

食料システム機構が1の事業を円滑に実施するために必要となる、民間金融機関及び保証機関と連携して実施する事務（申請の受付、審査、助成金の支払い等）を行う。

第3 助成対象

食料システム機構が第2の1の事業で助成を行うことができる対象者、対象経費及び対象期間は、次のとおりとする。

1 助成対象者

認定輸出事業計画に基づき、輸出重点品目（※）の輸出事業を実施している農林水産事業者、食品等事業者とする。

また、食品等事業者にあつては、中小企業者に限り、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人
- (2) 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (3) 協業組合
- (4) 商工組合及び商工組合連合会
- (5) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合

会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

※「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で選定された「輸出重点品目」「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で定められた「海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目」

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の進捗：農林水産省（maff.go.jp）

2 助成対象経費

助成対象者の認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、令和4年4月1日以降に民間金融機関から債務保証付き借入れを行った場合に支払った保証料において、次に定める額の範囲内の額とする（1円未満の端数は切り捨てる。）。

（1）保証期間が5年以下の場合

実際に要した保証料の2分の1に相当する額

（2）保証期間が5年超の場合

実際に要した借入当初から5年間分の保証料の2分の1に相当する額

3 助成対象期間

助成対象者当たりの助成対象融資の実行日から5年以内とする。

第4 助成金の額

1 助成金は、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を助成対象者に対して助成する。助成金の額は定額とし、第3の2及び3に定める内容に基づき食料システム機構が算出する額のうち当該年度分の額とする。

2 令和7年度事業で助成対象にするのは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの保証期間にかかる保証料とする。

- 3 本事業で助成を受けようとする保証料について、助成対象者が本事業以外の他の補助事業等から保証料の補助・助成等の交付を受ける場合は、本事業の助成対象としない。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年3月31日までとする。

第6 助成金の支払い手続

1 登録申請書の提出

輸出事業計画の認定を受けて本事業により保証料の助成を受けようとする助成対象者は、本事業を利用するために必要な登録申請書（様式1）を食料システム機構に提出すること。

2 食料システム機構による承認及び登録

食料システム機構は助成対象者から1の提出があり、助成金の交付が可能な助成対象者として承認する場合は、当該申請者を登録助成対象者として登録するとともに、登録助成対象者が負担する保証料総額から算出する各年度の助成対象経費及び助成金申請可能額が分かる資料（以下「保証料助成金計算書」という。）を添えて通知するものとする（保証料助成金計算書については翌年度以降も毎年度通知するものとする。）。

また、登録内容については、必要に応じ民間金融機関及び保証機関と情報を共有するものとする。

3 交付申請及び支払請求書の提出

登録助成対象者は、食料システム機構からの通知に基づき、毎年度、当該年度の助成金申請可能額の範囲内で保証料助成金申請及び請求書（様式2）と環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（様式3）を令和7年12月31日までに食料システム機構に提出すること（登録初年度の登録助成対象者の場合の提出期限は令和8年3月10日とする。）。

その際、融資の繰上償還等により保証料の一部が返戻されたとき又は返戻されることが確実であるときは、助成金の申請及び請求額は2により通知を受けた当該年度の申請可能額から減額しなければならない。

4 食料システム機構による登録助成対象者への支払

食料システム機構は3の保証料助成金申請及び請求書の内容が適正と判断する場合は、助成金の交付の決定を行い、登録助成事業者に対して速や

かに必要な額を支払うものとする。

第7 助成金の返還

- 1 食料システム機構は、登録助成対象者が輸出事業計画の認定を取り消された場合、この実施規程その他関係法令等に違反した場合その他不適切な行為をした場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 食料システム機構は、1により取り消した場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を定めて登録助成対象者に対して取消部分に係る助成金の返還を命じなければならない。
- 3 食料システム機構は、2の返還を命ずるときは、その命令にかかる助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、**10.95%**の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 登録助成対象者は、2により食料システム機構から助成金の返還を求められたときは、食料システム機構に返還しなければならない。
- 5 食料システム機構は、4により登録助成対象者から助成金の返還を受けた場合又は返納を受けた場合は、当該助成金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

第8 その他

- 1 食料システム機構及び登録助成対象者は、本事業の関係書類を整備し、本事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 2 食料システム機構は、本事業に関し必要があると認めるときは、登録助成対象者に対し報告を求め、又は調査することができるものとする。

第9 事業効果の調査分析

- 1 輸出・国際局長は、本事業の効果について調査分析を行うため、食料システム機構に対し、本事業の実施に関し必要な報告を求めることができるものとする。その際、食料システム機構は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。

- 2 輸出・国際局長は、本事業の効果の調査分析に必要な場合には、関係行政機関又は当該調査分析業務の一部を受託した第三者に対し、本事業の実施に係る情報を提供することができるものとする。
- 3 輸出・国際局長は、2の規定により情報を提供する場合には、当該情報漏えい、滅失又は既存の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年6月20日から施行する。
- 2 この規程による改定前の規程により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年5月29日から施行する。
- 2 この規程による改定前の規程により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年6月2日から施行する。
- 2 この規程による改定前の規程により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年10月14日から施行する。
- 2 この規程による改定前の規程により実施した事業については、なお従前の例による。

また、この場合において、「公益財団法人食品等流通合理化促進機構」とあるは「公益財団法人食品等持続的供給推進機構」とする。